

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

(1) 各主体の協働

行政だけではなく、三者（市民・事業者・市）の連携、協働が図られることが、本計画の推進にとって最も重要なことです。三者が互いに協力・調整しながら、役割に応じた取組を推進します。

(2) 推進体制

本計画の確実な運用を図るため、次の組織からなる推進体制で本計画を推進します。

蓮田市環境審議会

- 本計画の進行状況や環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について、専門的・客観的な立場から定期的にチェックを行い、意見・提言します。なお、本計画について市長から諮問を受け、計画内容を審議し、市長に答申する組織となります。

蓮田市環境管理委員会

- 市の環境関連施策について、各部署の意見調整を行います。
- 庁内関係各課における環境に関する施策の積極的な推進について調整します。
- 本計画の進捗状況について報告を受け、その後の方向性などについて検討します。

事務局（環境対策主管課）

- 本計画に示した市民及び事業者が行う環境保全に関する取組を支援します。
- 市民及び事業者と市の連携による取組の推進にあたります。
- 各組織の調整を図るとともに、本計画の進捗状況についてとりまとめ、毎年度、市ホームページにて公表します。
- 公表については、情報発信ツールの多様化や、受け手側のニーズを踏まえ、より効果的な手法を検討します。

庁内関係各課

- 蓮田市環境管理委員会による調整のもとで、環境に関する施策を積極的に推進します。
- 本計画の達成状況を整理し、結果について事務局へ報告します。

環境保全に関する市民推進組織

- 本計画に示した市民及び事業者による環境保全の取組に協力します。
- 市民及び事業者と市の連携による取組に協力します。

(3) 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など、広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、SDGs を踏まえ、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

2. 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、進行管理にあたっては「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(点検・評価)」及び「Act(見直し・改善)」のPDCAサイクルに則り、実施します。また、進行状況について公表し、前掲の推進体制に基づき、各役割に応じて運用状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

■ PDCA サイクルによる進行管理（イメージ）

